

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中	投票所の投票立会人	日額 10,900円	を
	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	
	開票立会人	日額 8,900円	

投票所の投票立会人	立会時間が7時間を超える者	日額 10,900円	に改める。
	立会時間が7時間以下の者	日額 5,450円	
期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者	日額 9,600円	
	立会時間が6時間以下の者	日額 4,800円	
開票立会人		日額 8,900円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の公布の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。